

堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会
(堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務) 公募審査基準

1 審査の対象

堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務）（以下「委員会」という）は、堺市民芸術文化ホール（愛称：フェニーチェ堺）の堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務（以下「本業務」という）に係るプロポーザル参加者が提出した提案書類一式（以下「提案書等」という）を審査する。

2 審査方法

委員会の各委員は、本業務に係るプロポーザル参加者から提案された提案書等について、仕様書及び提案要領等の内容を踏まえ、下記項目に基づき審査を行う。

- ・ 審査基準表の審査項目に基づき評価点の採点を行うものとする。
- ・ 各審査項目の評価点の点数配分は、審査基準表の配点によるものとする。
- ・ 各審査項目の審査基準に応じて配点の範囲内で、評価基準に基づき評価点の決定するものとする。
- ・ 提案書の提出が多数となり、適正な審査が難しいと会長が判断した場合は事前審査を行うものとし、事前審査においては前各号にかかわらず、審査基準表の審査項目に基づく評価点の採点を行わないものとする。

3 優先交渉権の決定

全委員の評価点の合計が最も高い提案を行った者を、本業務の委託先に係る優先交渉権者として選定するものとし、評価点の合計が同一の者が複数あった場合には、審査項目中「ロゴマーク」の評価点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。ただし、審査項目中「コスト」に係る評価点を除く、他の審査項目に係る評価点の合計の全委員の平均点が6割に満たないものについては、優先交渉権者としての選定は行わないものとする。

審査基準表

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|-------------|---|------|
| シンボル マーク | <p>【コンセプト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確固たるデザインコンセプトとなっているか <p>【シンボル性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案コンセプトの反映及び本市のポテンシャルを内包し、ホールの魅力、本市の魅力を強く内外に発信できるものとなっているか ・ 市民が誇りをもち、本市における芸術文化の殿堂となるホールにふさわしいものとなっているか <p>【オリジナリティ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、数十年にわたり施設のシンボルとして使用することができるか ・ 単体でも使用可能なものとなっているか | 25点 |
| ロゴタイプ | <ul style="list-style-type: none"> ・ シンボルマークのコンセプト等を踏まえたデザインとなっているか ・ 単体でも使用可能なものとなっているか | 25点 |
| ロゴマーク | <ul style="list-style-type: none"> ・ シンボルマークとロゴタイプを適切に反映することにより、魅力的なロゴマークとなっているか ・ シンボルマークとロゴタイプの調和が取れているか | 30点 |
| 業務履行 能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の履行に関し、十分な実績・知識を有しているか | 10点 |
| コスト | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額が妥当なものであるか <p>提案者中の最低見積額 ÷ 提案者の見積額 × 10</p> <p>※小数点以下、四捨五入</p> | 10点 |
| 合計 | | 100点 |